



# けんぽだより

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

## 被扶養者資格再確認にご協力をお願いいたします

協会けんぽでは、保険給付の適正化等を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。「被扶養者状況リスト」を事業主様へ順次お送りいたします。加入者のみなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 実施方法等について

#### 1 確認の対象となる方

令和4年4月1日において18歳以上である被扶養者の方

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りしません。

#### 2 送付時期

令和4年10月上旬～11月上旬

#### 3 提出期限

令和4年11月30日(水)

#### 4 提出物

下記の書類を、同封の返信用封筒に入れて、ご郵送ください。

- ▼扶養からはずれる方がいない場合 … 被扶養者状況リスト
- ▼扶養からはずれる方がいる場合 … 被扶養者状況リスト、被扶養者調書兼異動届、該当する方の保険証

#### 5 添付書類

以下に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

- ▼被保険者と別居している被扶養者 … 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- ▼海外に在住している被扶養者 … 海外特例要件※に該当していることが確認できる書類

※外国に一時的に留学する学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等について、日本国内に生活の基準があると認められる場合の特例要件



被扶養者資格再確認について詳しくはこちら▶



お問い合わせ先 業務グループ TEL 043-382-8311 (代表)

## 「協会けんぽGUIDE BOOK」をご活用ください!

協会けんぽのことや、健康保険制度、各種申請書の記入方法をまとめたパンフレットを英語版とともに協会けんぽのホームページに掲載中です。また、事業主様や加入者様に向けたリーフレットも併せて掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

### 協会けんぽ GUIDE BOOK

- 協会けんぽの概要 ●各種健診について ●健康保険給付について 等

### 協会けんぽ GUIDE BOOK

- 各種申請書の記入方法や、添付書類等について



パンフレット等のダウンロードはこちら▶

## 協会けんぽ 2021(令和3)年度決算(見込み)のお知らせ

### 2021年度の決算(見込み)のポイント

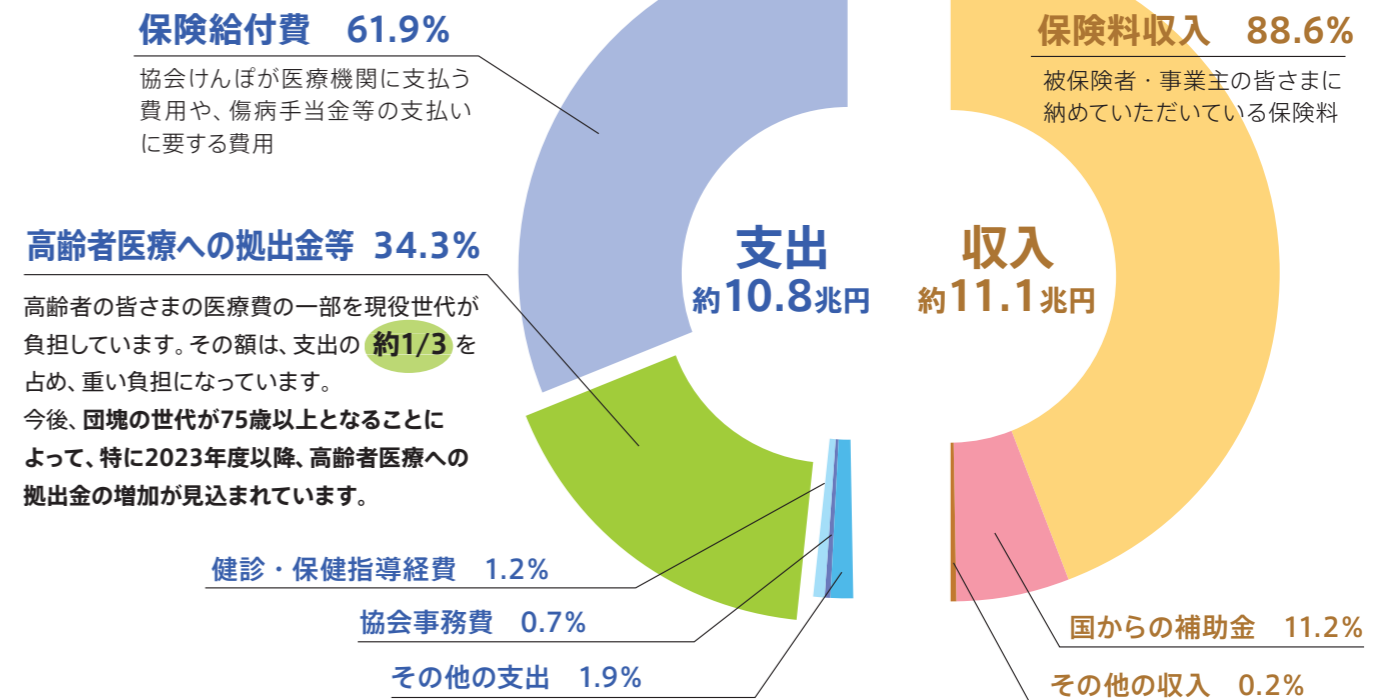
2021年度決算は、前年度から一転して、減少していた医療費の反動増等によって医療費が新型コロナの感染拡大前の水準を上回り、支出が大きく増加しました。そのため、2021年度決算の収支差は2,991億円となり、前年度の6,183億円から大幅に減少しました。

※詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

### 2021年度決算(見込み) | 医療分

収入	11兆1,280億円 (+3,630億円)
支出	10兆8,289億円 (+6,822億円)
収支差	2,991億円 (▲3,192億円)
準備金	4兆3,094億円 (+2,991億円)

※( )内は、対前年度比。



### Q 2021年度の決算は黒字額が大幅に減少しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか?

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- 被保険者数の伸びが鈍化傾向にあることや、不透明さを増す経済状況等によって、コロナ禍前のような保険料収入の増加が今後も続くとは期待できません。
- 支出面では、医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、今後、団塊の世代が75歳になり始め、後期高齢者が増加することによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

## 資格のなくなった保険証は使用できません

保険証は、**資格喪失日(退職日の翌日、扶養からはずれた日)**から使用することはできません。  
資格喪失日以降、資格のない保険証を提示して医療機関等にかかった場合、その医療費は、全額自己負担になるため、協会けんぽが負担した医療費は返還していただくことになりますので、ご注意ください。

また、資格喪失後の保険証を提示して医療機関等を受診すると、本来、協会けんぽが負担する必要のない医療費を負担することとなるため、健康保険料率が余分に計上されることがあります。  
退職された方や、扶養からはずれた方の保険証の回収・返納にご理解・ご協力をお願いいたします。

### 事業主・ご担当者の皆様へ

保険証の回収および返納は事業主様の義務です。(健康保険法施行規則第51条)  
「資格喪失届」「被扶養者(異動)届」を提出する際は、必ず保険証を添付してください。  
※保険証を紛失等された場合、日本年金機構の「回収不能届」の添付が必要です。

### 保険証返納の手続き

#### 被保険者(退職者)

被扶養者分も併せて保険証を  
事業所に返納(速やかに)



被保険者分



被扶養者分

#### 事業所

5日以内に保険証と資格喪失届  
を日本年金機構に提出  
(健康保険法施行規則第29条)



資格喪失届



被扶養者分

保険証の早期返納について  
詳しくはこちら▼



### 退職される方・扶養からはずれる方へ

- 保険証を使用できるのは退職日までです。  
月の途中で退職された場合でも、保険証を使用できるのは退職日までです。  
(家族の方も同様です。)退職の際、必ず事業所へ返納しましょう。
- 通院中の方は、保険証が変わることを医療機関・薬局等へ伝えてください。

ご注意ください!

保険証の返納が遅れると、被保険者(ご本人)へ保険証の回収催告を行うことがあります。

お問い合わせ先 レセプトグループ TEL 043-382-8314

## 便利! マイナンバーカードが保険証として利用できます!

マイナンバーカードを保険証として利用できるように申し込むと、  
医療機関や薬局の窓口にて保険証のほかに、マイナンバーカードも  
保険証として利用できるようになりました。

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。  
※マイナンバーカードが保険証として利用できない医療機関や薬局がございますので予めご了承ください。

マイナンバーカードの  
保険証利用について  
詳しくはこちら▼



## 退職後の健康保険のご案内

退職後の健康保険には、「健康保険任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの  
選択肢があります。毎月納める保険料などを比較の上、選択された健康保険にお手続きください。

加入先	任意継続保険(協会けんぽ)	国民健康保険(市区町村)	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	下記をご覧ください	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課へ お問い合わせください	ご家族の勤務先へ お問い合わせください
保険料	退職前の2倍の金額 (上限あり)※	加入世帯人数や前年所得等 で決定	負担なし

※保険料は、退職等により資格喪失された時の標準報酬月額(上限は30万円)によって決定されます。  
また、お住まいの都道府県が退職前に加入している支部の都道府県と異なる場合等、2倍の金額にならない場合があります。

### 任意継続健康保険とはどのような制度ですか?

任意継続の制度は、会社などを退職して被保険者の資格を喪失したときに、一定の  
条件をもとに個人の希望により被保険者となることのできる制度です。

#### 任意継続被保険者となるための加入条件

1. 資格喪失日の前日(退職日)までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること。  
※退職せず、勤務時間・日数の減少により健康保険の資格を喪失した場合も該当します。
2. 資格喪失日から20日以内に、「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること。  
※お住まいの都道府県の協会けんぽ支部へご提出ください。

#### 申請に必要なもの

- 健康保険任意継続被保険者資格取得申出書  
〈添付書類〉
- 被扶養者の収入や続柄が確認できるもの  
(添付書類は扶養認定を受ける方によって異なります。)
- 退職日の確認ができる書類【任意】  
資格喪失の事実が確認できる事業主または公的機関の証明印が押された書類

任意継続健康保険  
について詳しくは  
こちら▶



資格取得申出書への  
添付書類について  
詳しくはこちら▶



お問い合わせ先 業務グループ TEL : 043-382-8311(代表)

### 令和5年1月から申請書の様式が変更となります

協会けんぽでは、よりわかりやすく記入しやすい様式とすることを目的として、  
申請書や届出書の様式を変更します。  
順次、協会けんぽのホームページや、けんぽだより、メールマガジン等でお知らせ  
いたしますので、ご確認をお願いします。

申請書様式  
変更については  
こちら▶

